

総合生活保険（交通傷害補償）の加入について

本会会員の福利厚生の充実のため、令和3年12月より、本会全会員を対象に、総合生活保険（交通傷害補償）に加入することとなりました（保険料は全額本会負担のため、会員の先生方からの保険料等の徴収はございません）。

つきましては、下記の通り保険内容をご案内いたします。

※本保険に加入することにより、広島県開業医休業補償制度および広島県長期開業医休業補償制度の団体割引率が拡大されます。

記

◇総合生活保険（交通傷害補償）

保険の概要：会員本人が、道路通行中または交通乗用具（自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶等）の搭乗中の交通事故により死亡した場合、100万円の保険金（一時金）が支払われます。また、後遺障害を負った場合には、程度に応じ100万円を限度に保険金が支払われます。

保険期間：令和7年12月1日午後4時～令和8年12月1日午後4時（1年間）

対象：広島県医師会全会員

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

問合せ先：広島県医師会 経理課（TEL：082-568-1511）

事故時の連絡先：広医株式会社（TEL：082-568-6330）